



議案第三十九号

坂本地区かんがい排水事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十年三月十一日

三朝町長

村 喬 成

昭和五拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

記

- 一 工事の名称 単県坂本地区農業用水路改修工事
- 二 工事の場所 東伯郡三朝町大字坂本地区内
- 三 工事の概要 改修延長五〇〇メートル 幅五〇センチメートル 深さ四〇センチメートル コンクリート三方舗装で改修する。
- 四 事業費 三、〇〇〇、〇〇〇円
- 五 事業の実施方法 請負
- 六 工事の時期 昭和五十年年度